

交	00	01	5年
(令和12年3月末まで保存)			

運 免 第 1 0 5 5 号
令 和 7 年 3 月 1 8 日

各 所 属 長 殿

交 通 部 長

運転免許取得者等検査（認知機能検査同等方法）の運用について

運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号。以下「認定検査規則」という。）第1条第1号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査（以下「認知機能検査同等方法」という。）については、「運転免許取得者等検査（認知機能検査同等方法）の運用について」（令和4年4月28日付け運免第96号）に基づき運用されているところであるが、この度、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）の施行に伴い、下記のとおり所要の改正を行い、令和7年3月24日から運用することとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

本通達で定める様式について改正前の様式が残存する場合には、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

なお、前記通達は、同日をもって廃止する。

記

1 認定の審査

認知機能検査同等方法の認定の審査に当たっては、以下について留意すること。

(1) 書類による審査

認定を受けようとする認知機能検査同等方法が、認定検査規則第4条第1項に規定する方法の基準に適合しているかどうかについては、認定検査規則第6条第2項の規定により同条第1項に規定する申請書に添付しなければならないこととされている書類（同条第2項第3号ロに掲げる書面を除く。）によって審査すること。

(2) 検査計画書

認定検査規則第6条第2項第7号に規定する検査計画書については、以下の事項が明記されているかどうかについて確認すること。

ア 検査方法（使用する器材を含む。）

イ 年間の実施回数

ウ その他必要な事項

(3) 方法の基準の適合性

認定の審査に当たっては、当該検査の方法が「認知機能検査の運用について」（令和7年3月18日付け運免第1054号。以下「認知機能検査運用通達」という。）及び「認知機能検査の実施要領について」（令和7年3月18日付け運免第1059号）に準

拠しており、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査と同等以上になっているかどうかについて判断すること。

また、認定検査規則第4条第1項第4号の「第1条第1号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者として都道府県公安委員会が指定する者」に該当するかどうかについては、別紙に定める指定基準に基づき、判断すること。

2 指定の申請等

(1) 指定の申請

認定検査規則第4条第1項第4号の規定による指定（以下「指定」という。）は、指定を受けようとする者からの申請に基づき行うこととし、当該申請は、別記様式第1号の指定申請書を提出することにより行わせること。

なお、別記様式第1号の指定申請書には、必要に応じて、当該者が別紙に定める指定基準に適合するかどうかを判断するために必要な資料を添付させること。

(2) 指定書の交付

指定は、別記様式第2号の指定書を交付して行うこと。

(3) 指定の取消し

指定の要件を満たさなくなったときは、当該指定を取り消すものとし、当該指定を取り消したときは、別記様式第3号の指定取消通知書により通知すること。

なお、当該指定を取り消したときは、法第108条の32の3第2項において準用する法第108条の32の2第5項の規定による認定の取消しを行うこと。

3 書類の交付

認定検査規則第9条の規定により、認定認知機能検査（同条に規定する認定認知機能検査をいう。以下同じ。）を行う者は、認定認知機能検査を受けた者に対して、同条第1号に定める書面を交付することとされているところ、当該書面の交付については、その者が受けた認定認知機能検査の結果に対応した別記様式第4号を標準とする認定認知機能検査結果通知書を交付することにより行わせること。

なお、認定認知機能検査の結果は、受検者の重要な個人情報であることから、封書に入れるなどして交付させること。

4 帳簿

認定検査規則第10条の規定により認定認知機能検査を行う者が備えることとされている帳簿の様式については、別記様式第5号に準じて定めること。

なお、同条第1項各号に掲げる事項が電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる（認定検査規則第11条）。

この場合、情報システム安全対策指針（平成9年国家公安委員会告示第9号）において定める管理者が講ずべき対策を実施させること（電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準（平成10年国家公安委員会告示第10号））。

5 報告

法第108条の32の3第2項において準用する法第108条の32の2第4項において準用する法第98条第5項の規定により、認定認知機能検査を行う者から、次の報告を求めるものとする。

(1) 定期報告

ア 年間実施回数及び受検者数

イ その他青森県公安委員会が必要と認める事項

(2) 随時報告

青森県公安委員会が必要と認める特異事項（その都度）

(3) 実施結果の報告及び登録

認定認知機能検査の実施結果については、速やかに報告させること。

この場合において、報告内容及び実施結果の登録については、認知機能検査運用通達3(4)及び4に準拠すること。

担当 運転免許課 高齢運転者等支援係

認定検査規則第4条第1項第4号の規定による指定は、次に定める要件のいずれも満たす者について行うものとする。

- 1 認知機能検査同等方法の認定の申請書を提出していることその他認知機能検査同等方法を実施する見込みがあること。
- 2 青森県公安委員会からの委託を受けて実施する認知機能検査又はこれに準ずるものに係る十分な活動実績を有していること。
- 3 認定を受けようとする認知機能検査同等方法が、認知機能検査と同等の効果を生じさせるために行う事項以外の事項について行うものでないこと。
- 4 検査計画書において認知機能検査同等方法の年間の実施回数のほか、毎月の実施回数を定めており、かつ、当該年間の実施回数及び毎月の実施回数が、当該検査に用いる施設の所在する地域の実情等に鑑み、著しく少ないものでないこと。
- 5 検査計画書の内容に照らして、認知機能検査同等方法に従事する運転免許取得者等検査員並びに同検査に用いる建物その他の設備及び器材が十分に確保されていること。
- 6 検査計画書で定める回数の認知機能検査同等方法を確実に実施することが見込まれること。
- 7 次のいずれにも該当しないこと。
 - (1) 過去3年以内に委託検査（法第108条第1項の規定に基づき、青森県公安委員会からの委託を受けて実施する認知機能検査又は運転技能検査をいう。以下同じ。）に係る委託契約の条項に著しい違反があったことを理由として、当該委託契約を解除されたことがあること。
 - (2) 委託検査の実施に係る直近の委託契約又はこれに基づき作成した実施計画書等で実施回数を定めた場合において、実際の実施回数が、当該委託契約等で定める実施回数と比べて著しく少ないこと（当該委託契約等で定める回数の委託検査を実施することができなかったことについて、やむを得ない理由がある場合を除く。）。
 - (3) 過去3年以内に、運転免許取得者等検査の認定の取消し（当該認定を受けた者からの申出により行われたものを除く。）を受けたことがあること。
 - (4) 認知機能検査同等方法に係る業務を適正かつ確実に行うことができると認められない事由があること。

別記様式第 1 号

指 定 申 請 書

年 月 日

青森県公安委員会 殿

住 所

申請者

氏 名

運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条第1項第4号の規定による同規則第1条第1号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者としての指定を受けたいので、申請します。

使用する施設	名 称	
	所在地	
備 考		

- 備考 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第 号

指 定 書

名 称

所 在 地

運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条第1項第4号の規定により、同規則第1条第1号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者として指定する。

年 月 日

青 森 県 公 安 委 員 会 印

指 定 取 消 通 知 書

年 月 日

住 所

殿

青 森 県 公 安 委 員 会 印

下記の理由により、運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条第1項第4号の規定
による指定を取り消したので通知する。

指 定 番 号	
理 由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

認定認知機能検査結果通知書

住 所
氏 名
生 年 月 日
検査年月日
検査場所

総合点 点
(A 点)
(B 点)

記憶力・判断力が低くなっており、認知症のおそれがあります。

記憶力・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反をしたり、進路変更の合図が遅れたりする傾向がみられます。

今後の運転について十分注意するとともに、医師やご家族にご相談されることをお勧めします。

また、臨時適性検査（専門医による診断）を受け、又は医師の診断書を提出していただくお知らせが公安委員会からあります。

この診断の結果、認知症であることが判明したときは、運転免許の取消し、停止という行政処分の対象となります。

運転免許証等の更新手続きの際は、この書面を必ず持参してください。

年 月 日

所在地
名 称
管理者



にんていにんちきのうけんさけつかつうちしよ
認定認知機能検査結果通知書

じゆうしよ
住 所
しめい
氏 名
せいねんがつび
生 年 月 日
けんきねんがつび
検査年月日
けんさばしよ
検 査 場 所

にんちしよう
「認知症のおそれがある」
きじゆん
基準には該当しませんでした。
がいとう

こんかいけつか
今回の結果は、記憶力、判断力の低下がないことを意味する
きおくりよくはんだんりよくていか
ものではありません。
いみ

こじんさ
個人差はありますが、加齢により認知機能や身体機能が変化
かれいにんちきのうしんたいきのうへんか
することから、自分自身の状態を常に自覚して、それに応じた
じぶんじしんじょうたいつねじかく
運転をすることが大切です。
うんてんたいせつ

きおくりよくはんだんりよくていか
記憶力・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反
しんごうむしいちじふていしいはん
をしたり、進路変更の合図が遅れたりする傾向がみられますの
しんろへんこうあいずおくけいこう
で、今後の運転について十分注意してください。
こんごうんてんじゆうぶんちゆうい

うんてんめんきよしょうとうこうしんてつづきさい
運転免許証等の更新手続の際は、この書面を必ず持参してください。
しよめんかならしさん

年 月 日

所在地
名 称
管理者



認定認知機能検査の判定や計算等について

総合点による判定

36点未満

記憶力・判断力が低くなっており、認知症のおそれがある。

判定の基準となる点数（36点）は、認知機能検査の結果と認知症専門医による診断結果との関係を統計的に分析して定められたものです。

認定認知機能検査は、あなたの記憶力、判断力の状況を簡易な検査によって確認するもので、認知症の診断を行うものではありません。

したがって、総合点が36点未満であったとしても、直ちに認知症であることを示すものではありません。また、36点以上であったとしても、必ずしも認知症でないことを示すものではありませんので、記憶力、判断力に不安のある方は、お近くの医療機関等で相談されることをお勧めします。

認知症のおそれがあるとされても、免許証等の更新をすることはできますし、直ちに免許が取り消されるわけではありません。ただし、警察から連絡があり、医師の診断を受けることになります。

認知症と診断された場合は、免許が取り消され、又は停止されます。今回の検査の結果について、御質問のある方は、認定認知機能検査を行ったところやお住まいの都道府県警察の運転免許担当課までお問い合わせください。

総合点の計算

総合点は、次の計算式に当てはめて算出しています。

正しい回答が多くなるにつれて総合点が高くなります。

総合点 = $2.499 \times A + 1.336 \times B$

Aは、記憶した16種類のイラストの名前が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつきます。

Bは、「年」、「月」、「日」、「曜日」、「時刻」が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつきます。

別記様式第5号

認定認知機能検査記録簿

自 年 月 日 名 称

至 年 月 日 代表者

番 号	氏 名 生 年 月 日	住 所	性 別	検 査 員 氏 名	検 査 の 成 績 検 査 年 月 日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。